令和8年度（2026年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	吹田市が考える公平性とは	小生が6月12日に国民健康保険課に訪れた際に国民健康保険課長からは幾度となく「公平」「公平性」を盛んに口にしておられました。小生としても特に公務員は分け隔てなく市民に対して「公平性」を担保することは議論の余地はありません。逆に同じ事を要求して貴方はいいけど彼は駄目、といった対応をとったなら公務員失格と言っていいでしょう。 繰り返しにはなりますが6月12日に小生が国民健康保険課を訪れ納付書の分割を申し出た際には課長さんからは今年は分割するけど来年からは出来かねる旨のことを言われました。 ところが7月22日午前10時半過ぎ私の友人が保険納付書の分割を申し出たところ、大分粘ったようですすが結局分割を断られたそうです。 この対応は彼（課長）の好きな「公平性」とどう整合性があるのでしょうか？私にはこれこそが彼（課長）が嫌いな「不公平」そのもののように思えてしかたないのです。これについてご意見を賜りたくメールしました。	「公平性とは」について、〇〇様から8/2付けメールで同様のお問い合わせをいただいており、回答については8/14日に国民健康保険課からメールで送付させていただいたとおりです。 何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	国民健康保険課	R8.8.19	R8.9.2
2	（再）保育所等利用調整基準の改善要望	送信LogNo 1396で送信し、7月30日18:11に回答をいただいた件について、再度回答をいただけないでしょうか。 回答①について ・分園の解消を目的とした加点により、他の新規申込者が後順位となるべきではないとありますが、これはどのような意味でしょうか。意味がわからないので、わかりやすく説明してください。他の新規申込者は、きょうだいがいない児童を指しているのでしょうか？わざわざ市民の意見として私あての回答に挙げるということは、市としてそのような意見に賛同できる、きょうだいがいない児童が後ろ回しになるべきではない、ということでしょうか。 ・兄弟姉妹が分園となった場合の加点について、他市の基準等も参考に研究いたします。とありますが、そもそも私の申出の趣旨が理解されていません。兄弟姉妹が分園となった場合の加点ではなく、分園とならないための加点を要望しております。また、きょうだいで同時申込の児童の分園についてではなく、すでに入所しているきょうだいとの同一園になるような加点を要求しています。市として、きょうだい同時申込の児童が同一園になることと、すでに入所しているきょうだいと新規申請する下の子とが同一園になることと、どちらの方が重要と考えているのでしょうか。前者の方が重要と考えているのであれば、早急に考えを改めてください。周辺の隣接市の考えを取り入れてすぐに変更してください。次回、納得のいく回答が得られなければ、市議会議員といっしょに来庁いたします。今回の回答では、全く納得できかねます。私の意見が誤っていれば、ご指摘ください。また、研究されると書かれておりますが、いつまでに、誰が、どのような内容で研究されるか、いつから利用調整基準が変更されるかをご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。 回答②について ・こちらも私の趣旨が伝わってないように思います。	（1）回答①に対する御質問につきまして ・「分園の解消を目的とした加点により、他の新規申込者が後順位となるべきではない」につきまして、補足で説明させていただきます。 現在の利用調整基準は、複数の未就学児童がおられる世帯への配慮として、「御兄弟（姉妹）が既に認可施設に入所中の方が申込を行う場合」、また「御兄弟（姉妹）が認可施設を同時申込される場合」、また「御兄弟（姉妹）がいる認可施設に転園申込される場合」に、加点を行っているものでございます。 利用調整基準を分園の解消を優先した基準に変更した場合、御兄弟（姉妹）のいない御家庭や、御兄弟（姉妹）で同時に申込を行う御家庭に不利な指数となり、結果として、入所が叶わない世帯が生じることとなります。どちらの世帯のお子様を優先的に入所させるべきについては様々な考え方がございますため、様々いただく御意見を踏まえて、利用調整基準について考えてまいりたいという趣旨でございます。 「既に入所している御兄弟姉妹と、同一園になるための加点（分園とならないための加点）」という御指摘を踏まえ、改めて、本市の考え方を回答させていただきます。 本市としましては、利用調整基準のとおり、現時点では「御兄弟（姉妹）同時申込の児童が同一園になること」と「既に入所している御兄弟（姉妹）と申込児童が同一園」となること、どちらの方が重要であるという考えはございません。 複数の未就学児童がおられる世帯が優先して認可施設を利用いただけるよう、基準を定めているものでございます。 利用調整基準の変更につきましては、保育幼稚園室におきまして、他自治体の状況や、市民の皆様からいただく御意見等を踏まえ、利用調整基準の変更内容（どの加点項目について次年度以降の一斉申込に踏まえた利用調整に向けて改正するか等）を検討しており、加点項目等を変更する必要性が高いと判断できるものにつきましては、意見提出手続（パブリックコメント）にて市民の皆様から広く御意見をいただいた上で、変更に向けた手続を行います。	保育幼稚園室	R8.8.26	R8.9.3

令和8年度（2026年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		世帯ごとの転居の事情を市が客観的に把握することは困難であることは、こちらも認識しています。 そのため、入所後に転居した場合の加点はやめていただけないでしょうか。 利用申込案内P19の最下段の記載のとおり、自己都合の転居により加点されることが納得できません。	利用調整基準変更の要否やその時期につきましては、保育の優先度に関する研究を十分に行った上で、総合的に判断する必要がございますため、明確にお答えしかねます。 御理解いただきますよう、お願い申し上げます。 （2）回答②に対する御質問につきまして ・本基準は、送迎負担の観点から、転居の理由を問わず加点しているものでございます。 現時点で本基準の変更は検討しておりませんが、改正に係る御要望として、検討内容の一つに組入させていただきます。			
3	年金課での対応について	母が6月下旬に亡くなりました。翌月初旬、市役所に出向き色々と手続きをいたしました。その際の、年金課での出来ごとです。 母の老齢年金の受給停止の手続き（年金受給権者死亡届）と、故人のまだ受け取っていない年金を受け取るための未支給年金の請求手続きに出向きました。 自分の振り込み口座がわかるものも手配し、手続き終了と一度、言われた直後、奥からベテランらしい職員の方が出てこられました。 「戸籍謄本出してください」と言われました。 指示に従い、一階に出向き、戸籍謄本を請求しましたが、謄本のどのような種類かわからず、窓口でも苦労しました。 その後、謄本を提出。手続きは終えました。しかし先月、6月下旬に亡くなった母の老齢年金が6月分だけでなく7月分と二ヶ月分振り込まれていました。 しかも凍結しようとしていた矢先の母の口座にです。 （余分な年金の返金作業だけでも、手間はかかります） つまり戸籍謄本や私の銀行口座提出、ひいては市役所年金課に出向いての手続き全て、それらの意味がなかったことになります。 市役所で手続きしたのが7月6日でしたので、当然、手続きは十分に間に合うと思っていました。 しかし、それでも、年金機構とのやりとりのタイムラグがあるのでしたら仕方ないことだとは理解しています。 ただ、その可能性が少しでもあるのなら、市役所での手続きの際、せめて、「手続きが間に合わないかもしれない。その場合は、故人の口座に入るかもしれない。」「その場合は戸籍謄本の提出が無駄になる」などを伝えていただけなかったのでしょうか？	この度は不快な思いをされたことにつきましてお詫び申し上げます。 まず、年金受給者がお亡くなりになられた場合のお手続きにつきましては、お亡くなりになられた月分までの年金を、生計を同一にするご家族へもらっていただくため、「未支給年金」の請求をいただくことになります。 〇〇様には、書類を揃えていただき未支給年金のご請求をいただいたため、本来お母様が受け取るはずだった6月分の年金につきましては、〇〇様にお受け取りいただくことになります。いただきましたお手続きにつきましては決して意味のなかった訳ではございませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 また、お亡くなりになられた月や未支給年金請求のタイミングなどにより、お亡くなりになられた方の口座に振り込まれる場合がございますので、8月支給分（6月分・7月分）の年金がお母様の口座に振り込まれたものです。 そのため、7月分の年金につきましては、今後、日本年金機構より〇〇様あてに返納の案内がされると伺っておりますので、お手数をおかけしますが、案内に沿ってお手続きをいただきますようお願いいたします。 なお、〇〇様にお受け取りいただく6月分の年金につきましては、新たに〇〇様の口座へのお振り込みがされませんので、お母様の口座よりお受け取りいただくことになりますことご容赦願います。 本未支給年金の請求をされても、お亡くなりになられた方の口座に年金が振り込まれてしまう場合があることや、未支給年金の対象外の月分がある場合は還付が生じることなどについて、窓口での説明が不足していたことにより、誤解を招き、不快な思いをさせてしまい誠に申し訳ございませんでした。	市民室	R8.9.3	R8.9.8

令和8年度（2026年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		特に吹田市役所はワンストップで手続きできるとうたい、「お悔やみコーナー」を設けています。なのに、年金に関しては別の手続きが必要です。 それは仕方ないとしても、年金課に要求された戸籍謄本提出、そのほかの手続きが、結果的に、全く意味をなさず、時間や費用が無駄に終わったことになります。 わずかな費用や手間のことですが、市役所は、市民に対して意味のない費用や時間を消費させることに対して、どのようにお考えなのでしょうか？ 何度も記しますが、関連機関とのタイムラグは仕方ないと承知しています。 ただ手続きの際に、徒労に終わる可能性のあることを一言でも伝えてくれるのが誠意ではないでしょうか？	今後このようなことが起こらないよう、窓口の委託事業者と情報共有に努め、指導を徹底してまいります。			
4	0～2歳児の保育料無償化についての要望	大阪市では保育料の無償化が進められており、豊中市でも2027年9月から保育料の無償化が予定されていると聞いております。 一方で、現在のところ吹田市では同様の動きが見えず、近隣自治体と比較して、子育て世帯の経済的負担に差が生じることに不公平さを感じています。 実際に、私の周りの子育て中の方からも「吹田市でも保育料を無償化してほしい」という声が多くあり、この問題は一個人の意見ではなく、子育て世帯が共通して感じている要望の一つだと感じています。 そこでお伺いしたいのですが、吹田市として、今後0～2歳児の保育料無償化について検討・実施する予定はありますでしょうか。 現時点で具体的な予定がない場合でも、近隣自治体で無償化が進んでいる状況を踏まえ、吹田市として今後どのように考えているのか、ぜひ明確にお答えいただきたいです。 また、このような子育て世帯からの要望を、実際の市の政策や予算に反映させるために、今後どのような検討・対応をされるのかについてもお聞かせください。 子育て世帯が安心して子どもを育てられる環境を整えるためにも、ぜひ担当部署だけでなく、市として、そして政策を決定する立場の方々にもこの声を届け、前向きに検討していただきたいと思います。 「検討します」という回答だけではなく、現時点での吹田市の考えと、今後どのような対応をしていくのか、具体的にご回答いただけますと幸いです。 よろしくお願いいたします。	本市では、現時点で第1子の保育料無償化（0～2歳児）の予定はございませんが、令和6年4月から認可保育所等に通う第2子の保育料を世帯所得にかかわらず無償化し、令和7年4月からは保育料の一部料金引き下げにより、経済的な負担軽減を図っております。 第1子の保育料無償化（0～2歳児）は、子育て世帯の経済的な負担軽減の施策の一つとして認識しておりますが、子育て支援施策につきましては、無償化による保育需要の増加や、自宅で保育されている世帯への支援など多角的な観点を踏まえ、限られた財源の中で、優先度を考慮しながら実施していくことが重要であると考えております。 引き続き、国や大阪府の動向等も注視しながら、適切に判断してまいります。	保育幼稚園室	R8.9.2	R8.9.15

令和8年度（2026年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	保育園について	保育園の情報をきちんと公開するべきです。 毎月保育園の空き状況が公開されますが、その月をすぎると過去の分は見られません。問い合わせても教えてもらえません。過去の分も掲載したままにしてほしいです。 保育園の申し込みが何人あって、何人受かった等の倍率の公開してほしいです。 今何人がその保育園に申し込みしているのかの待機児童数の公開してほしいです。 待機児童13人と公表していますがもっといますよね。 保活をするまでは上記資料を信じていたので吹田市は保育園が入りやすいと思っていました。 せめて正確な情報をきちんと市民に公開するべきです。 改善願います。	保育所等の空き状況につきましては、利用申込の参考としまして、最新の状況を提供することを目的として公開しております。 新たな入所がなかった月におきましても、施設の保育士体制等により翌月の空き枠が変動する場合もあり、利用申込を行う保護者の方の誤解を招く恐れもございますことから、最新の状況のみを公開することとしております。 次に、園ごとの申込者数の公開でございますが、保育所等利用申込では、複数の施設を候補として利用申込いただくため、実態を正確にお示しするものではないこと、また、入所児童数の公開については、入所者が少数であった場合に、入所最低指数表の数値から世帯状況の類推に繋がる懸念があることから、現在、公表する判断には至っておりません。 なお、待機児童数は、国の基準により統一的な指標にて算出した人数でございまして、令和8年4月1日時点における本市の待機児童数は17人となっております。 本市におきましては、多角的な観点も踏まえた上で、公開する情報を精査しており、現時点では、過去の空き状況や、入所者数等は公開しておりませんが、保育所等の利用申込を行う保護者の方にとって、利用申込に関する状況を把握することは重要であることと認識しております。 今回いただきました御意見も踏まえ、適宜、公表内容や期間等に関して検討してまいります。	保育幼稚園室	R8.9.4	R8.9.16
6	8月14日付け国民健康保険課からの回答について	最初に重大な事実誤認があります。それは「今回、納付書の分割発行について、やむを得ず納付書の分割発行をさせていただきました。そのため電子マネー等の取得を目的とした納付書発行という点で、他の市民の皆様と同じ取り扱いとならず、平等、公平性を欠いた対応となったことについて誠に申し訳ありませんでした」という部分です。 6月13日小生の投稿にもあるように窓口の女性職員からは「今年は分割するけど来年からは出来かねる」という説明をうけました、と書いているように今年についてはすんなりと分割の対応ができました。別にしつこく言ったわけでもありません。まるで想定問答集を読んでいるようでした。これについては窓口の女性職員に尋ねてもらえればそう証言してくれるでしょう。〇〇課長と長々と話したのは来年からのことです。今年ではありません。〇〇課長に尋ねてもらえればそう証言するはずです。誰がこの回答を書いたのかわかりませんが、きちんと当該職員に問えばすぐわかります。私が問題にしているのはなぜ私は今年は分割出来て他の市民はダメだったのか、単純にこれだけです。 私は明日4日から10月20日まで海外に行くので連絡は取れませんが単純なことです。 明快な回答をお願い致します。 尚もし私が言っていることと職員が言っていることに齟齬があれば10月下旬に市役所に伺ってもいいです。	ご質問いただきました納付書の分割発行の件つきましては、8/2付けで〇〇様からお問い合わせのありました「公平性」について、8/14日に国民健康保険課からメールでご回答させていただいた際にお答えしたとおりです。 この件に関して、当日複数名の職員が〇〇様へご対応、ご説明をさせていただきましたが、最終的にご納得いただけなかったためやむを得ず納付書の分割発行をさせていただいたものです。 また、今後につきましては、8/14日に国民健康保険課からメールでもお答えさせていただいたとおり、再発防止を徹底してまいりますので、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 なお、本件について今後同様のご質問等をいただきましても回答は差し控えさせていただきますので御了承ください。	国民健康保険課	R8.9.4	R8.9.17

令和8年度（2026年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	北千里市民プールでの年齢・性別による職員配置	北千里市民プールで、 ・受付は若い女性数人 ・プールの監視員は若い男性数人 ・本部は中年女性など ・屋外の駐輪場の監視は高齢男性1人で、日除けは小さなテントのみでした。 これは、性別と年齢によって職務を振り分けているように見えます。 男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法第9条、また吹田市が掲げている男女共同参画やアンコンシャス・バイアスの解消と整合するのでしょうか。 https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018573/1018585/1006457.html また、真夏の屋外で小さなテントで高齢者にだけ勤務させるのは適切でしょうか。一定時間で他の職員と交代できるのではないでしょうか。 もし、 「監視員は男性のほうが向いている」 「女性は受付のほうが向いている」 「女性は日焼けを嫌がる」 「高齢者には受付・監視業務はできない」 といった考え方があるのであれば、それは個人の能力や本人の希望ではなく、性別や年齢から適性を判断することになります。それがアンコンシャス・バイアスです。 市民プールにおける職員配置が、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、吹田市の男女共同参画、アンコンシャス・バイアスに関する方針とどのように整合しているのか、お教えください。	北千里市民プールについては、指定管理者制度によって民間事業者が運営や管理を担っており、従業員の雇用から配置も含めて事業者のノウハウを活用した施設となっています。 ただし、指定管理者公募時の募集要項内において、人員配置については業務の円滑な実施及び施設の効果的な運営ができる配置とすること規定しており、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の趣旨に則った積極的な雇用や「吹田市男女共同参画条例」に基づいた男女共同参画の推進、職場における活動と家庭等における活動の両立ができる環境の整備に努めることも事業者に対して求めています。 さらに管理運営基準内において、施設の運営に関する業務の監視員等の適正配置として、指定管理者は、プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを認識した上で、監視員等の適正配置に努め、監視員等の安全管理に携わる全ての従事者に対し、徹底した教育及び訓練を行うこととしています。 なお、本市担当者による当該施設責任者への聞き取りや施設を直接訪問して確認するなどして、当該市民プールにおける職員配置が適正になされているかも適宜確認しています。 以上、今後も引き続き市民の皆様が安心・安全に市民プールを御利用いただけるよう事業者とともに努めてまいりますので、なにとぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	文化スポーツ推進室	R8.9.11	R8.9.17
8	吹田市ホームページに関する意見	ガンバ大阪は、今季アジアチャンピオンズリーグエリート（国際試合）を戦います。 スタジアム名称は、「パナソニックスタジアム」ではなく「市立吹田サッカースタジアム（suitacity football stadium）」となり、アジアに吹田市を発信する良い機会です。 また、市民に世界を身近に感じてもらう機会でもあります。 ホームページでアジアチャンピオンズリーグの試合結果や予定の紹介をお願いします。	本市ホームページ（下記リンク先もしくはトップページにてページ番号検索「1045471」）にて、ガンバ大阪のAFCチャンピオンズリーグElite 2026/27出場に関する案内を掲載していますので御覧ください。 https://www.city.suita.osaka.jp/bunka/1018347/1021176/1045471.html	文化スポーツ推進室	R8.9.16	R8.9.17

令和8年度（2026年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	全職員の顔写真公開について	人事評価システムの導入に伴い、全職員の顔写真がシステム上で公開されるようになり、その際、従来の職員証に使用していた写真が利用されたとお聞きしました。 つきましては、個人情報の取扱いおよび職員の安全・プライバシーの観点から、以下の点についてご回答ください。 ① 顔写真の公開・提出の強制性について 本システムにおける顔写真の公開および新たな写真提出は、任意の協力に基づくものですか、それとも業務命令等による強制ですか。 ② 全職員へ公開することの合理的理由・目的について 顔写真は個人情報保護法上の「個人情報」に該当します。人事評価自体は評価者と被評価者で完結する業務と考えられますが、庁内システムで全職員の顔写真を一律に公開しなければならない合理的な理由および具体的な目的をご説明ください。また、全職員が相互に顔写真を閲覧できる状態とすることが、業務遂行する上で必要不可欠であると判断した根拠についてもお示しください。 ③ 周知説明および同意形成のプロセスについて 厚生労働省のガイドライン等では、従業員の個人情報を扱うにあたり「本人の同意取得」や「利用目的の可能な限りの限定」が求められています。顔写真の全社公開にあたり、職員や労働組合に対してどのような説明を行いましたか。また、十分な合意形成はなされたのでしょうか。 ④ 利用目的の変更手続きおよび導入タイムラインについて 個人情報保護法第18条および第21条では、利用目的の特定・通知、および目的変更時の通知が義務付けられています。当初「職員証の発行・管理」目的で取得した写真を、事前説明なく他システムへ流用することは目的外利用に該当し得ます。この点について、いつ・どのような方法で全職員へ周知・説明を行ったのか導入までのタイムラインと併せてお答えください。 ⑤ 安全管理措置および安全配慮義務に基づく防犯・ハラスメント対策について 顔写真データの漏洩や、これを端緒とするハラスメント・ストーカー被害等の発生が懸念されます。 個人情報保護法第23条（安全管理措置）の観点から、データの持ち出し・不正利用を防ぐためにどのようなシステム上の対策を講じているか。 労働契約法第5条（安全配慮義務）の観点から、職員の安全やプライバシーを守るためにどのような運用上の対策（非表示対応の可否等を含む）を講じているか。 それぞれ具体的にお答えください。 ⑥ 事案が発生した場合の使用者責任について 顔写真の公開に起因、あるいは遠因してハラスメントやトラブル等の事案が発生した場合、使用者として法的責任を負う認識はお持ちですか。	人事評価システム導入に伴う職員の顔写真公開に関し、いただいた御質問について以下のとおり回答いたします。 なお、お尋ねの「人事評価システム」につきましては、令和8年4月をもって供用を停止しており、現在は、新たに導入いたしました「人材マネジメントシステム」において顔写真の登録・公開を行っております。以下は、この新システムにおける取扱いについての回答となります。 ① 顔写真の公開・提出の強制性について 本市では、新たに導入した人材マネジメントシステムにおいて、職員に対して顔写真の登録を行うよう指示しております。 ② 全職員へ公開することの合理的理由・目的について 顔写真を全職員に公開する主な目的は、「組織内のスムーズな連携と業務効率の向上」「緊急時における迅速な対応」「戦略的な人材マネジメントの推進」でございます。 ③ 周知説明および同意形成のプロセスについて 個人情報保護法等の趣旨に則り、職員に対して業務上の必要性及び利用目的について周知・説明を行っております。また、十分な理解を得るため、周知から実際の公開までに一定の期間を設けるなどの配慮を行っております。 なお、本件は管理運営事項に該当するため労働組合への説明等には行っておりません。 ④ 利用目的の変更手続きおよび導入タイムラインについて 本市（地方公共団体）は、個人情報保護法第18条及び第21条の直接の適用団体ではありませんが、法の趣旨を踏まえ、職員に対して業務上の必要性や利用目的を周知し、公開までに一定の準備期間を設けるスケジュールで進めてまいりました。 ⑤ 安全管理措置および安全配慮義務に基づく防犯・ハラスメント対策について 職員の安全とプライバシーを保護するため、システム上での顔写真データへのアクセスは組織内に限定しており、外部からアクセスできない仕組みを構築しています。また、一般職員のアカウントからは、他人の顔写真データをローカル環境にダウンロード・保存することができないよう、システム制御等を行っています。 あわせて、ハラスメント相談窓口を整備し、迅速に被害防止措置がとれる体制を整えています。 ⑥ 事案が発生した場合の使用者責任について ハラスメントやトラブル等が発生しないよう、予防措置を徹底してまいります。万が一、顔写真の公開に関連または起因してハラスメント等の事案が発生した場合には、関係機関と連携して被害職員の保護等を実施し、厳正に対処してまいります。	人事室	R8.9.7	R8.9.18

令和8年度（2026年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	対応	9月11日〇〇建て替え工事の意見書を持参しましたが窓口で誰も無理黙って座ってても何も言わない椅子に座って真正面の偉いさん目があっても無視前のコピー機に来ても無視なぜこんな対応なんでしょうか？カウンターがあればお客様が来たら対応する人決めるなりベルを置いて鳴らしてもらうならしないと黙ってここにいたらいつまでもほったらかしなんでしょうか？その横の偉いさんも目があっても無視前を沢山人が通ってもその方たちも声をかけてくれることもなくほったらかし吹田市はもっとマシな役所かと思いましたが本当に残念です	この度は、窓口の前でお待ちいただいていたにも関わらず、職員がお声掛けをせず、誠に申し訳ございませんでした。 今後は、ご来庁いただいた方に長時間待っていただくことがないよう、窓口にお待ちの方がいらっしゃらないか、各職員が気を配るように努めます。貴重なご意見をありがとうございました。	開発審査室	R8.9.11	R8.9.18
11	消防訓練に関する意見	先日、マンションで消防訓練をした際に「消防署から貰ったグッズ」を参加した子供達に配布しました。 とても喜んでくれたので追加で欲しかったのですが、経費削減もあり在庫も新規入荷も予定が無いそうです。 若い子育て世帯が消防訓練に参加しやすい環境にするために、「子供向けグッズ」は有効です。 来年度は「子供向けグッズ（消防車など）」を予算に入れて欲しいです。	平素は、本市消防行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。 ご意見をいただき、ありがとうございます。 消防訓練における子ども向けのグッズについて、予算化を希望されるとのご意見をいただきましたが、子ども向けの啓発グッズ等については、毎年度予算を確保しております。 ただし、これらの予算は、マンション等で実施される個別の消防訓練において配布することを目的としたものではなく、消防本部が主催します火災予防啓発イベント等で活用するものとなっております。 なお、今回、グッズを配布していない理由について「経費削減のため」との職員からの説明があったとのことですが、今回の取り扱いは経費削減を理由としたものではありません。 配布するグッズについては、実施する啓発事業の目的や対象等を踏まえて活用しております。 今後も、子どもたちを含め、幅広い世代の方に火災予防について関心を持っていただけるよう、啓発活動の充実に努めてまいります。 貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。	安全監理室	R8.9.15	R8.9.18
12	フリースクールへの支援をお願いしたい	吹田市に、フリースクールを必要とする子どもたちと家庭が、経済的な理由でその選択肢を失わないための支援をお願いしたいです。 私は息子がフリースクール「〇〇」に通った経験があります。勉強だけでなく、食事作りや掃除、遊び、プール、スキー、キャンプなど、日々の生活やさまざまな体験を通して人と関わり、息子が笑顔で過ごせる大切な居場所でした。保護者にとっても、大きな安心でした。 「〇〇」は長年、子どもたちと向き合いながら実践を積み重ね、各地から視察が訪れるなど、培われた経験と知恵があります。 すでに地域にあるこうした力を生かし、利用家庭への経済的支援や運営支援、学校・関係機関との連携など、多様な学びを支える仕組みを現場の声を聞きながら考えていただきたいです。 不登校の子どもたちが居場所を失わず、その子らしく笑顔で過ごせること。そして保護者も安心して子どもを見守れる地域であってほしいと願っています。	教育委員会としましては、不登校児童・生徒にとって、安心して過ごせる多様な居場所の確保は重要であり、フリースクール等もその有効な選択肢の1つであると認識しております。 不登校児童・生徒及びその保護者への支援につきまして、保護者の経済的負担軽減の観点から、公的な支援の充実に注力すべきと考えており、教育支援教室「あるくの森」の活動内容等の充実に努めております。 また、教育委員会とは別の部署となりますが、児童部において、助成対象者に要件がありますが、子供の習い事費用助成事業が展開されており、対象であれば、フリースクール等の費用の助成になるものと考えております。 なお、ご紹介いただいた事業者につきましては、フリースクール等の事業者の方々が出席されている府の研修会や本市の連携会議において、運営面や関係機関との連携について担当者様とお話しする機会をもたせていただいております。 子供たちへのよりよい支援に向けてお互いにできること等を話し合い、連携を図っているところでございます。 御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。	学校教育室	R8.9.10	R8.9.24

令和8年度（2026年度） 市民の声と市の回答

	件名	市民の声（要旨）	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	パナソニックスタジアム吹田のレンタサイクルについて	ガンバ大阪の試合を見に行く時、レンタサイクル（ハローサイクル）をほとんど使用するのですが、パナソニックスタジアム吹田の近くのポートが万博記念公園駅か公園東口駅しかなく、とても不便。なのでパナソニックスタジアム吹田にもレンタサイクルのポートを設置してほしい。市のHPで一回実証実験などもしていて、実用性も高いと思うので、本当に設置してほしい。よろしくお願いします。	平素より本市行政に御理解、御協力賜りましてありがとうございます。 ご要望いただきました、市立吹田サッカースタジアム（Panasonic Studium Suita）へのシェアサイクルポートにつきましては事業者等と協議のうえ設置を検討いたします。 以上、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。	総務交通室	R8.9.18	R8.9.30